

お客様へ

大阪府知事の措置命令についてのお詫びとお知らせ

大和ハウス工業株式会社が施設所有し、株式会社ビーバーレコードが施設運営する温浴施設「岩塩温泉和らかの湯（所在地：兵庫県尼崎市東七松町二丁目4番地32号）において、施設内の館内看板およびウェブサイト等において掲出している広告物の表現が、不当景品類及び不当表示防止法（以下、景品表示法）第5条第1号に違反するものとして、大和ハウス工業は、本日（2019年8月27日）、大阪府知事より景品表示法第7条第1項に基づく措置命令を受けました。

このような事態に至りましたことで、お客さまには多大なるご迷惑をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

本件は、温浴施設内の特定の浴槽で使用しているお湯（温水）について、「岩塩温泉」と称して「ブラック岩塩」と「ピンク岩塩」を使用していると謳い、その効果や分析試験成績を掲示するなど、あたかも温泉であるかのように表示しておりました。しかしながら、実際には、井戸水を公衆浴場法に基づき、ろ過・消毒し加温したものであり、「ピンク岩塩」は使用しておらず、「ピンク岩塩」の分析試験成績は何らの根拠もないことが判明しました。また、「ブラック岩塩」は浴用化粧品であり、効能を表示できるものではありませんでした。

このように、温浴施設「岩塩温泉和らかの湯」において、お客さまに提供するものよりも著しく優良であると示すことにより、不当にお客さまを誘引し、お客さまの自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしておりましたことを深くお詫び申し上げます。

今後は大阪府知事のご指摘を真摯に受け止め、信頼回復のために従業員の教育の徹底を図るとともに、正しい広告表現を行うことに努め、再発防止に向けて指導してまいりますので、何卒、ご理解 賜りますようお願い申し上げます。

以 上

株式会社ビーバーレコード
和らかの湯